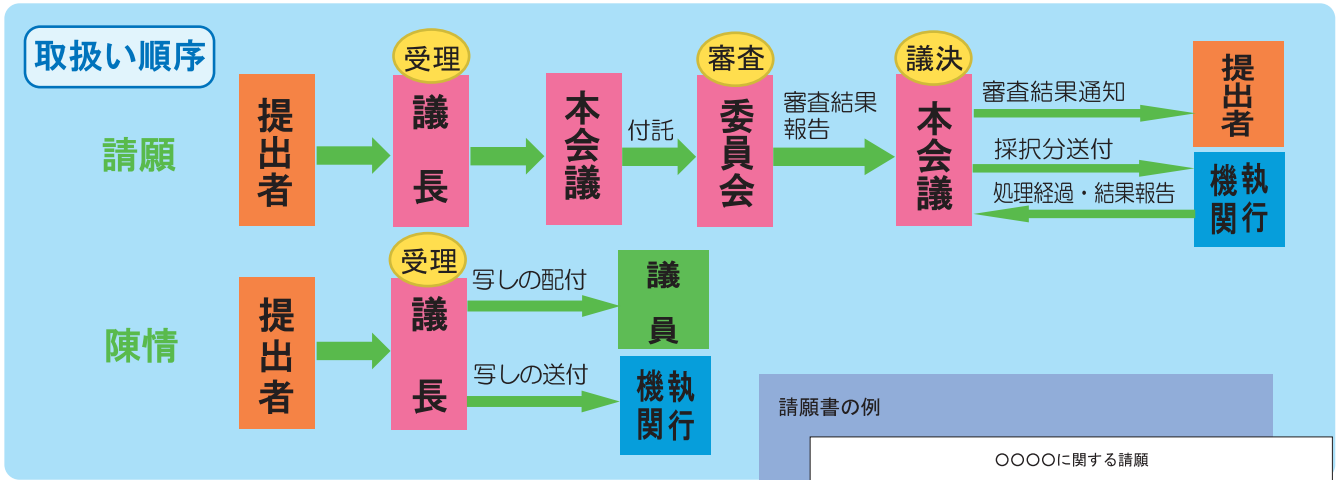


● 請願・陳情

請願・陳情は、皆さんの意見や要望を県政に反映させるための大切な制度です。

県行政に対して意見や要望があるときは、文書で県議会に提出できます。

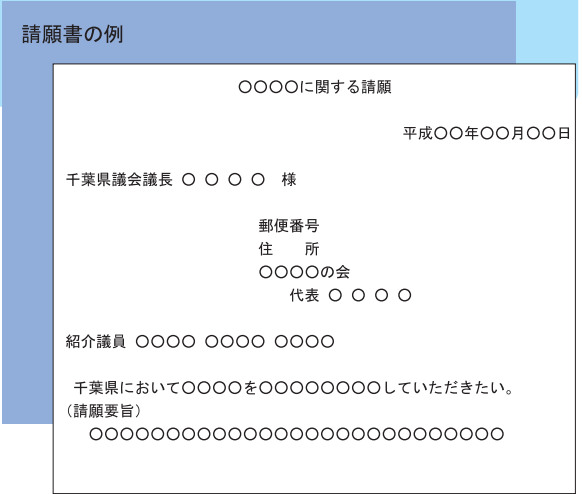
ただし、請願の場合は県議会議員1人以上の紹介が必要です。



請願・陳情書を提出するには

請願・陳情書には、以下の事項を日本語（点字を含む）で記載してください。

- ① 件名・趣旨（要望事項と理由）
 - ② 提出年月日
 - ③ 住所（法人については、その主たる事務所の所在地）
 - ④ 署名または記名押印（法人については、その名称の記載及び代表者の署名または記名押印）
 - ⑤ 請願書の表紙に紹介議員の署名または記名押印（陳情には必要ありません）
 - ⑥ あて先（千葉県議会議長あて）
- ※ 請願・陳情書は、県議会事務局で随時受け付けています。



● 傍聴

県議会では、本会議や委員会を直接見聞できるように、傍聴席を設けています。

傍聴席では、傍聴規則を守っていただくようお願いしています。

本会議及び 予算委員会	本会議及び予算委員会は議場で開催されます。 議場の傍聴席は、178席あり（車椅子用席4席含む。）当日、議会棟1階の傍聴者受付にて手続きをすれば傍聴することができます。（※先着順となります。）
委員会	一般の傍聴席は、議会運営委員会が15席、常任委員会等が20席で、委員会当日に受け付けます。（※傍聴希望者多数の場合は、抽選になります。）

● 千葉県議会へのお問い合わせ

〒260-0855 千葉市中央区市場町1-5
FAX 043 (222) 4073

≪総務課≫043 (223) 2508・2524
 ◆本会議の傍聴
 ◆政務活動費

≪議事課≫043 (223) 2515・2518
 ◆本会議、意見書、決議
 ◆請願、陳情、委員会の運営・傍聴

≪政務調査課≫043 (223) 2523
 ◆テレビ・インターネット中継、ホームページ
 ◆議会だより、パンフレット

≪図書課≫043 (223) 2528
 ◆議会図書室の利用